

国文学研究資料館 平成一七年度研究成果報告

古典形成の基盤としての中世資料の研究（人物・キャラクタ編）

付 歴史人物画像データベース

人間文化研究機構 国文学研究資料館 文学形成研究系
「古典形成の基盤としての中世資料の研究」プロジェクト
編

光国関係資料から見る善通寺蔵書形成の一齣

渡辺匡一

はじめに

一、光国について

真言宗善通寺派總本山である善通寺の蔵書調査は、平成元年（一九八九）に始まつた。総点数一五〇〇〇点に及ぶ資料の悉皆調査で、現在も進行中である。善通寺には、蔵書目録などが一切残されていないため、蔵書がどのように形成されていったかについては、典籍の奥書や袋などに記された文言などを丹念につなぎ合わせながら考えていく必要がある。調査・写真撮影が進行中の現時点では不明な点も多いが、善通寺の蔵書は、大別して三種に分けられる。

一、平安時代～室町時代の書写本

二、江戸時代～明治時代の書写・版本

三、他寺院の蔵書本

蔵書は二、三で全体の殆どを占める。一の典籍類については、奥書等に伝來の経緯を確認できず、いつ頃から善通寺に所蔵されていたのか不明なものが多い。また、廢仏毀釈以後、他寺院から流入したと思われる三の典籍類についても、同様に奥書等に善通寺へと渡った経緯が記されていないため、どこからかも勿論のこと、流入したことすら確定し難いといった問題を抱えている。

その中で、二の典籍類については、善通寺の歴代住持の名が確認できるものも多いため、一、三の典籍類に比べると、蔵書形成の推移を窺えそうに見える。そこで、小稿では二の典籍類の内、光国（一七〇九～一七七八）関連の書籍に注目し、善通寺における蔵書形成のあり方を探っていく上で、問題点について考えてみたい。

永禄元年（一五五八）、三好実休の兵火による伽藍焼失という惨事に見舞われた善通寺は『讀岐国大日記』、江戸時代以降、歴代住持の尽力によって復興を遂げていく。その中につけて、光国（一七〇九～一七七八）は、五重塔再建や安祥寺流の法統の確立に取り組んだ傑僧である。

「僧正光国画像」（善通寺蔵）などによると、光国は宝永六年（一七〇九）、阿波国高房郷板東氏の男子として生を受け、同村円通寺真竜上人に従つて出家する。十七歳の時に奈良東大寺の恵光に師事し、恵光の死後（享保十九年（一七三四））、戒壇院長老の職に就く。数年の後、京都清水寺で行つた講義で名声を博し、九條閑白（輔実か）に度々召されるようになつた光国は、九條家の推舉により、宝暦四年（一七五四）、誕生院の住職として入寺する。同八年、九條家に五重塔再建の縁旨が下されるよう要請、丸龜藩の許可を受けて、同十年に再建工事が始まる（縁旨は十二年に出される）。初重が成ったところで（明和元年（一七六四））、寛充に住持を譲り隠棲、安永七年（一七七八）七月十八日に逝去する（七十歳）。諡号は密華園院である⁽¹⁾。

光国の法脈については、光国が師事した恵光が、新安祥寺流の祖淨嚴の高弟であったことから新安祥寺流であつたこと、隨心院唯授一人の秘法を受け、以後の住職へと伝えられたことが知られている（蓮生觀善『善通寺史』）。

実際に光国の典籍書写・収集活動を具体的に検討するためには、全典籍の写真での確認、日記や歌稿などと併せて行う必要があるが、現時点では、

問題点を洗い出しておくために、まずは、善通寺調査で用いられているCカードの情報をもとに見ておくことにする。

【注】

(一) 松原秀明『徳川時代の善通寺』(一九八八年九月 総本山善通寺) (『善通寺史』第二卷所収)

二、善通寺入寺以前の資料

現在カードで確認できる光国関係の資料を時代順に並び替えたのが、末尾に挙げた表である。全部で九十九点を数える光国関係の資料は、およそ宝暦四年、誕生院入寺を境に一分される。宝暦以前の資料は、おおよそ伝授された印信類が多い。まず目に付くのは、「僧正光国画像」でも記される、東大寺恵光から享保十八年(一七三三)五月より八月にかけて伝授された印信類である(2~7)。光国三十三歳、恵光が示寂する一年前のことである。新安祥寺流ではなく、醍醐三宝院流の印信であり(『伝法灌頂(勝)』(2)など)、恵光に師事すること十六年を経て余流の法統を受けたということになろうか。

恵光から伝授を受けた三年後、享保二十一年一月に、光国は恵光と並ぶ淨嚴の高弟、蓮体の付法である寂如から伝授を受け(8~16)、寛保元年(一七四一)には、寂如の孫弟子義剛から伝授を受けている(18)。(1)。表からは、新安祥寺流の核をなした恵光、蓮体二派の相伝を貪欲に学ぼうとする若き日の光国の姿が浮かび上がってくる。また、後になつても、蓮体の自筆本『大壇阿闍梨作法』(59宝暦二年九月)、『両界合行次第』(22同十一月)や、義剛の書写本『乞戒導師作法』(25宝暦三年二月)、『安祥寺流許可印信口訣』(32同年八月)、寂如の書写本『安流灌頂住記』(26同年三月)、『安祥寺流伝法印明並紹文口訣』(27同)などを書写している。光国が新安祥寺流両派に渡る伝持者であったことが、有範(一一七〇~一三五二)以来、安祥寺流の法脈を伝える善通寺の住職として迎えられた大きな理由として

考えられるだろう(2)。

【注】

(二) 義剛は阿波国撫養正興庵第二世。善通寺の五重塔再興の際には、塔内の南方宝生如来像造立の勧進活動を行つた。光国は、善通寺入寺以降も、義剛の所持本を借り受け、書写活動を行つてゐる。『受法入眼』(43)、『祥流伝授隨筆』(77)、『安流許可印明訣』(91)。

(三) 光国の二代前の住職であつた光歎も、蓮体から新安祥寺流の伝受を受けている。

三、善通寺入寺以後の資料

善通寺入寺以後、光国の大典籍書写・収集活動はより活発となる。中心となるのは、やはり新安祥寺流の伝書であるが、この頃からは、自身の書写よりも、弟子たちに書写させて、自らは校合の役割を担うことが多くなつてくる。

①宝暦四年秋使書写之六年(中略)校合了¹⁾善通寺法印光国

(42『胎蔵尊位』

②筆者多喜磨十二歳明和四〔丁〕亥七月善通寺誕生院僧正光国校正
朱點畢于時御 年五十九

(73『安流伝授隨筆』)

③寛文十三年五月七日書写一校了淨嚴〔三十五〕貞享元五月十六日
再校了²⁾明和八年九月二十四日使書写之校合畢右筆仁瑞房僧正光国

識

(88『供土公法』)

④此一帖使小隨光雅謄写之但未加国字朱点傍注等今以病暇筆削書誤
注点図様並依證 本書之尤当秘藏焉安永三甲午年十一月九日僧正光
國「行年六十六」

(97)『四度略次第〔安〕』

野山功德聚院主空慧之本也。此二袋筆者光國・光信・光進

確認できる弟子たちは、光恕、光雅、光進、光信、多喜麿、仁瑞房などである。この内、光恕が書写の役を担う場合が多い。④『四度略次第〔安〕』の奥書からは、病床にあつても校合を加え、善通寺の聖教としてこれを納めようとする、光国の大執念が窺える。

また、ある時には弟子たちを連れて、ともに書写活動に勤むこともある。宝暦十三年(一七六三)四月、光国は弟子光信、光進とともに高野山功德聚院に赴き、院主空慧の所持本を写している。

宝暦十三年癸未四月二十七日權僧正光国記(写本者高野山功德聚院主空

善通寺入寺以降の光国は、五重塔の再建などに辣腕をふるいながら、一方で安祥寺流の法統の礎を築くべく、弟子たちを駆使して書写・校合を行い、蔵書の整備に邁進したと言えよう。

四、光国関係資料の問題点

(53～67袋書)

ところが、現在収められている典籍類は、袋の文言に全くといって良いほど合致しないのである。袋には八ないし九と記される紙(点)数は、十五点十六紙と倍近く増えている。書写奥書を持つものは二点認められるが、時期が重なるのは一点のみ(56)、他の二点は宝暦二年(59)と同十四年

(54)となっている。内容も、『千金莫傳ノ秘曲』(53)、『伝法灌頂取水作法』(56)、『歎德受者答』(57)、『御影供作法』(60)、『求聞持法相承血脉』(63)、『許可状』(65～67)といった具合に、おおよそ鎮部とは関係がない(西)ものばかりである。現在のところ、袋の文言と合致する典籍は、以下に示す、18番箱に収められている『地鎮略次第』(69)のみである。

〔鎮略次第〕奥書

宝暦十三年夏日以高野功德聚院空慧本写之然茲一帖疑是醍醐地藏院流偶濫入本流鎮部者也。明和臘十八僧正光国識

残りの七(八)部の典籍(うち一点は不動尊像)も、今後の調査で発見されることは充分考えられるが、それでは、現在袋に収められている十五点のうち、光国の署名がない十二点も光国、もしくは弟子たちの書写によるものと判断してよいのか、という問題が浮かび上がってくる。107番箱には、光国の大印信のみが収められている訳ではない。紙の法量、紙質、紙の色、筆致などによって光国や弟子たちの手によるものか、慎重に判断して

一例として、前章でも取り上げた、高野山功德聚院に赴いて書写してきたとする十五点の典籍群(53～67)について考えてみよう。この十五点を包んでいる袋には、以下のような文言が付されている。

此一袋併不動尊墨本有八(右傍「九」)紙。然写本裏上標曰四紙、難知所增加。須考餘本。又此鎮部兩墨難審分、為所以分為兩墨。若必分之則地鎮・鎮壇、共為一墨、鎮宅別為一墨則可乎。然未知古前來所由故姑仍舊而已。宝暦十三年癸未四月二十七日權僧正光国記(写本者高

いかなければならないのである。

また、もともと袋に入れてあつた典籍を出し、あらたに十五点を袋に収めたのは誰なのかも問題となる。行為の意図自体が聖教の形成していく際のビジョンと大きく関わっていくからである。もちろん、光国の自身の手による可能性もある。

たとえば、享保二十一年に寂如から伝授された諸書の内、『安祥寺流諸流一統相承血脉』(15)は、享保九年に書写された『安祥寺伝諸流印信総目』(1)と一緒に帶で束ね、帶ウラに「光国」と署名している。血脉と印信を併せ、安祥寺流を俯瞰するかのようである。また、『(即身成仏義)』(12)、『秘密至極灌頂』(13)、『瑜祇灌頂』(14)の三点も、他の印信とは別に帶を掛け、「享保二十一年二月十一日賜之光国」と署名するなど、典籍を自らの考えをもとに再整理していることが確認できる。53～67の十五点の典籍についても、光国の手によるものと考えることは可能なのである。但しそれには、書写奥書を持たない十二点が本当に光国や弟子たちの手であるのか、また、光国行ったことだとすれば、そこにどのような意図を見いだせるのかなどの問題を、ある程度明らかにする必要があるだろう。

現在の善通寺における蔵書の分類・整理は、佐伯旭雅(一八二八～一八九一)によるところが大きい。廢仏毀釈で他寺院から流出した典籍を収集したのも旭雅であると言われる。最終的には旭雅の手によつて善通寺の蔵書形成は完成を見るわけであり、53～67の十五点の典籍をまとめたのが旭雅である可能性も多い。もちろん、旭雅について検討するにも、光国の場合と同様の条件が必要となる。

【注】

(四) (56) は書名が不明とされており、写真撮影も終わっていないため、内容が合致するか、確認がとれていない。

おわりに

善通寺における蔵書形成は、光国を初め、歴代住職たちが書写・収集してきた典籍群をもとに、旭雅が最終的な体系化を図ることによって完成する。小稿では、蔵書形成の推移を考えていく上で問題となりそうな点について検討を加えた。

また更には、実際問題として、最終的な判断をする際に、その根拠となりそうな「紙質」や「紙色」などは、写真だけで判断するのは難しい。「生のものを触ることは、デジタルアーカイブが当たり前の時代になつても、「資料学」には最低限必要なのである。

※「整理番号」は、国文学資料館の整理番号。箱番、典籍番号、校番の順である。

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	備考
1 107-132	安祥寺伝諸流印信総目	1枚	享保9	19	印光		奥書等 107-131と同席。帯ウラに「光国」の署名あり。
2 107-172	伝法灌頂（勝）	1枚	(享保18・5・1)	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信。「小野」の内
3 107-173	醍醐伝法灌頂（勝）	1枚	(享保18・5・1)	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信。「小野」の内
4 107-174	(小野権僧正伝灌頂)	1枚	(享保18・5・1)	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信。「小野」の内
5 107-175	無題	1枚	享保18・5・1	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信
6 67-2	秘藏記要決	2冊	享保18・8	28	(光国)		67-3の転写。
7 67-3	秘藏記要決	1冊	享保18・8	28	(光国)		宝永六年惠書写本の転写。
8 107-166	秘密至極灌頂阿闍梨職位 極密印	1枚	(享保21・2・8)	31	(光国)		享保二十二年二月八日に寂如より光国に授けた印信
9 107-167	(宗敍秘密灌頂)	1枚	(享保21・2・8)	31	(光国)		享保二十二年二月八日に寂如より光国に授けた印信
10 107-168	(無題)	1枚	(享保21・2・8)	31	(光国)		享保二十二年二月八日に寂如より光国に授けた印信
11 107-169	乍ニ塔 (即身成仏義)	1枚	享保21・2・8	31	(光国)		享保二十二年二月八日に寂如より光国に授けた印信
12		1枚	享保21・2・21	31	(光国)		107-141～143まで同席。「享保二十二年二月十一日賜之光國」(帶)「享保二十二年二月十一日/授光国大徳」(奥書) 寂如より光国に伝受されたものか。 「享保二十二年二月十一日/授光国大徳」(奥書)寂如より光国に伝受されたものか。
13 107-142	秘密至極灌頂	1枚	享保21・2・21	31	(光国)		寂如より光国に伝受されたものか。
14 107-143	瑜祇灌頂	1枚	(享保21・2・21)	31	(光国)		大日如来から光国まで。ウラに朱で、良意から旭雅までの血脈が付加されている。
15 107-131	安祥寺流諸流一統相承血脉	1枚	享保21	31	(光国)		安永三年光想写。淨巖-寂如-光国伝來本の転写
16 4-50	安祥寺流云法印明並紹文口訣	1冊	享保21?	31	光想		安祥寺流
17 136-6	灌頂開書	3冊	元文4・7・21	31	長光	光国	此一巻元文三年冬使沙弥長光書写之。同四年七月二十一日一報恩院方
18 184-18	印信	2帖	寛保1	33	光国	光国	此一巻元文三年冬使沙門光国行年三十一 義剛から光国に授けた印信
19 47-6	異部宗論論述記	2冊	宝暦2・8・18	44			享保9年梅村弥右衛門・井上忠兵衛坂。宝暦二壬申八月十八日 開講于皇都/金蓮寺中〔十七席〕密室沙門光国校讎〔下冊裏〕
20 107-65	伝法灌頂教受作法 (初後夜)	1軸	宝暦2・11・4	44	光国		安祥寺派 興雅著
21 107-69	三摩耶戒教授作法	1軸	宝暦2・11・15	44	光国		安祥寺流 興雅著
22 4-12	両界合行次第	1冊	宝暦2・11	44	(光国)	光国	宝暦二壬申仲冬書写之。至朱書者以九葉/蓮體師私加之。前供 養以後所改修者亦難其誰之手。光国〔四十四歳〕
							安祥寺流

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考
23 88-73	伝法灌頂初後夜行法 次第	1帖	宝曆2	44	光国		文明七年（本興）	安祥寺流
24 185-6	宝珠事/別尺口訣	10折	宝曆2	44	光国		元徳三年宏祥・天文十年宥治・永禄九年快遍・寛文二年宥 算・延享元年宝洲本奥書。「此祕訣者伊豆」妙淨方也」（宝 洲奥書）	
25 192-28	乞戒導師作法	1帖	宝曆3・2・25	45	真恭	光国	私云/乞戒声明不輒大事以別/義有舜授之重尊畢/応永十八年 〔辛卯〕九月二十六日/寛延二年〔己巳〕九月九日書写了/祥 流未葉義剛/宝曆三癸酉春二月二十五日以正興庵/義剛比丘本 軍之左筆豐前州僧真恭/光国識	
26 88-93	安流灌頂住記（高野 山）	1冊	宝曆3・3・3	45	光国		享保五年十月一日寂如/宝曆三年三月三日光国	安祥寺流
27 107-20	安祥寺流云法印明並 紹文口訣	1冊	宝曆3	45	光国		元禄六年净嚴口授記→元禄十五年淡州近圓寂如→宝曆三年安 流嫡資光国（→安永二年僧正〔花押〕付属光進）	安祥寺流。
28 88-91	伝法灌頂私記（応永 十七年記）	1冊	宝曆3・3・25	45	光国		応永十七年四月日行事大法師良榮〔中略〕宝曆三年三月二十 五日光国〔四十五歳〕	安祥寺流。
29 4-10	祥流紗（灌頂護摩）	1冊	宝曆3・3・27	45	光国	光国	宝曆二年甲冬十一月六日借得/賢淨口写之本贈之。光国〔四十 四歳〕/同二年三月二十七日一本校合了。	安祥寺流。
30 88-92	伝法灌頂手日記紗 (応永二十年)	1冊	宝曆3・4・4	45	光国		宝曆二年十一月十一日快雅/宝曆三年四月四日光国	安祥寺流
31 186-37	安/結縁灌頂兩壇阿 遮梨用心	2冊	宝曆3・9・20	45	光国		時元禄七年子孟春十五書写校了/他後伝授写得之人若不得第二 伝法文之人/則以其本送還于当寺經庫矣/武都北岡靈雲沙門淨 嚴誌〔五十五載〕/宝曆三癸酉九月二十日亥之時以阿州正/興 故和尚之本讐鑑写惡末資光国〔行年四十五〕	
32 186-8	安祥寺流許可印信口 訣	1冊	宝曆3・8・18	45	光想		時大和三〔癸亥〕年閏五月二十九日記之/願以斯微功治及于 法界/並薦祖考妣齋使纏縛解/安祥寺流未資淨嚴〔四十五歳〕 /伝持之本往年災今茲請借阿州正興故和尚之本再書写之/宝曆 三癸酉八年八月十八日第四更/光国〔行年四十五〕/安永三〔甲 午〕年十一月二十四日以師主僧正光一/光一真財御本合撰写同日校 元亨二年九月二十三日書写畢/權少僧都隆一〔本興〕	安祥寺流
33 88-71	灌頂手目記	1冊	宝曆3	45	光国			
34 165-7	牛水記〔灌頂大事〕 /宗源灌頂口決/牛水 大事〔承注之〕	10紙	宝曆3	45	光国			
35 4-1A	秘密大事極伝/三種 悉地法/師最秘極伝/ 最秘口	1冊	宝曆4・閏2・27	46	光国		宝曆四甲戌年閏二月二十七日抄写畢/法印光国	安祥寺流
36 4-31	秘法不動供次第	1冊	宝曆4・秋	46	光国 (使)		宝曆四甲戌秋使書写之/誕生院法印光国	安祥寺流
37 178-10	中院流目録	1帖	宝曆4・秋	46	光国 (使)		宝曆四甲戌使書写之/誕生院法印光国	
38 158-38	灌頂誦経表白	1冊	宝曆5・10	47	光国		宝曆五亥十月灌頂三摩耶戒誦経表白也/法印光国新製	

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書き等	備考
39 196-13	椅子並屋屋図	4紙	宝暦5・10	47	光国		「享保十五年金剛峯寺中院任門沙門真源」(本奥)。「宝暦五〔巳/亥〕年十月以備中西口照院法慧印之口口」(包)	
40 蔴14-49	出家授戒法	1軸	宝暦6・1・7	48	光国		「宝暦六丙子年臘月七日夜半書写墨善通寺誕生院光国」(包)	
41 蔴1-74	額額曼図	1枚	宝暦6・11	48	光国 (使)	光国	「宝暦六丙子年十一月使模写字藏之/誕生院法印光国」(包紙)	
42 109-6	胎藏尊位	1冊	宝暦6	48	光国 (使)	光国	御本云/承和四年六月以仁和寺宮本写之/右奉納東岩藏寺真性院經庫第二十四箱之内也/宝暦二壬申二月二十四日以安門主御本奉書写之/豊前守佐宮了義/(朱) 宝暦四甲戌秋使書写之六年(中略)校合了/善通寺法印光国	
43 4-34	受法入眼	1冊	宝暦7・夏	49	光国		本云天文十八年六月二十日定本房御自筆御本ニテ書之。/時寛文五年八月六日以当院御本写之了。靈雲藏。/元禄十三龍集口仲秋十月三使南紀沙門惠口書写了/祥光三十四歳/宝永二年初冬六日以右御本写之/寂如四十一歳宝暦七丁丑夏月自正興庵所重寫化/誕生院光国	
44 107-23	安流伝法薩頂僧衆交名並役配	1帖	宝暦7・7・11	49	光恕	光国	安永二年十月十四日光恕写、宝暦七年四月十一日光国識。 安祥寺流	
45 107-31	安祥寺相承由來	1冊	宝暦7・8・7	49	光国		安流金界大法下巻宝暦七丁丑冬十月二十五日書写了廻此白業先妣榮松院仙岸貞壽/禪尼上生都史增進菩提用此次第修行/者希心念迴向焉/誕生院法印權大僧都光国/「宝暦十四甲申正月臨日朱書了」(朱書)	
46 199-7	金剛界念誦私記	2帖	宝暦7・10・25	49	光国	光国	宝暦九年〔己卯〕春寓使僧写畢/皇都以薬師寺古本誕生院大僧正光国	
47 179-7	薬師寺縁起	1冊	宝暦9・春	51	光国 (使)	光国	寶暦丁卯春借得一本俾僧写之而因人手/之糊不獲事一筆殊為漫書但自校閱且私/加圈繞如已權僧正光国(上巻奥書)。宝暦九卯年四月七日於浪華居/書写之/將歸讐州事報欠特走筆耳/四天王寺年中行事一卷此中伽藍/因規緣由故事等概見矣。此書雖/印行而家不許之俾滅版焉。項目/借得一本使書写之校讎畢/宝暦九卯年仲夏日/誕生院法印權僧正光国識	
48 62-9	東長儀	3冊	宝暦9・4・7	51	光国	光国	元禄15年宣國坊版。宝暦9・7・12権僧正光国識語あり。	
49 179-6	四天王寺年中行事	1冊	宝暦9・5	51	光国 (使)	光国	宝暦8冬、宝暦9春、9月2日、9月3日	
50 55-4	二十唯識論述記	2冊	宝暦9・7・12	51	光国		忘永十八年十二月二日〔中略〕安祥寺興嚴書写(本奥)。宝暦十一年四月一日光国の識語あり。	
51 18-12	東宝記(一~八)	8冊	宝暦9・9・3	51	光国 (使)	光国	此一巻併不動尊墨本有八(右傍「九」)紙。然写本/巻上標曰四紙、難知所增加。須考餘本。/又此鎮部兩巻難審分、為所以分為兩巻。/若必分之則地鎮、鎮壇、共為一巻、鎮宅別/為一巻則可乎。然未知古前來所由故/姑仍舊而已/宝暦十三癸未四月二十七日権僧正光国記/写本者高野山功德聚院主空慧之本也/此一巻筆者光国光信光准授密嚴院源威扶勢/伝授大アサリ城州住居大僧正堯仙房應賢御	
52 88-45	四度加行口訣	1冊	宝暦11・4・1	53	光国		安祥寺流	
53 107-108	袋	1		54				

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考
54 107-109	許可 (小野)	1枚	宝暦14・2・23	56	光国	宝暦十四年甲申二月二十三日授于宥秀伝授阿闍梨權僧正 (花押)	奥書等 奥書のみ	
55 107-110	〔不明〕	1枚	宝暦13・4	55	光国	宝暦十三癸未四月以高野山功德聚因主空慧之本膳写校讎畢權僧正光国		
56 107-111	伝法灌頂取水作法	1枚		不明				
57 107-112	歎應受者答 (五智山如亥師印文)	1枚		不明			京三條音德寺藏版	
58 107-113				不明				
59 107-114	大壇阿闍梨製作法	1枚	宝暦2・9・30	44	光国	宝暦二年申九月晦日以蓮體御自筆寫焉/安祥寺流結縁灌頂引入 處法/大壇阿闍梨製作法/光国/安新(袋)		
60 107-115	御影供作法	1枚		不明				
61 107-116	(供養費並異說)	1枚		不明				
62 107-117	(書状)	1枚		不明				
63 107-118	求聞持法相承血脉	1枚		不明				
64 107-119	(性死輪廻文図)	1枚		不明				
65 107-120	許可狀	1枚		不明				
66 107-121	許可狀	1枚		不明				
67 107-122	許可狀	2枚		不明				
68 105-53	諸流灌頂秘藏鈔	1帖	宝暦13・5・15	45	光国	宝暦十三癸未夏五月十五日繕写此秘冊畢/權僧正光国	政祝著/淨嚴 増補	
69 186-24	地鎮略次第	1帖	明和13・夏	56	光国	「地鎮略次第〔秘伝/不可外見〕」(外題)。「宝暦十三年夏 日以高野功德聚院空慧本写之然茲一帖疑是醍醐地藏院流調濫 入本流鎮部/者也。明和曆十八僧正光国識」(奥書)。「裏云 茲次第法則ハ地藏院殿ヨリ伝/授申了飯尾大和八道屋地依有煩 鎮所望之間尋申入則/以此次第行之/忘永九五二十六日夜行之 於地有絶離守司行之隨分口決〔云々〕/不可外見〔云々〕 宝暦六年高野古本拝写善通寺誕生院法印光国/宝暦十四年伝法 灌頂之砌拜写墨沙門光進〔牛年二十一歳〕 明和1・冬光雅筆、光国校。明和2・8・9本多正榮筆、光国 識。		
70 177-112	不動〔般若寺作〕	1帖	宝暦14	56	光進	新安祥寺流		
71 4-59	靈雲寺相承安流聖教 目録(上・下)	3冊 2・8・9	明和1・冬/明和	56	光雅/本 多正榮	明和1・冬光雅筆、光国校。明和2・8・9本多正榮筆、光国 安祥寺流		
72 155-10	利休家六寸尺生花口 伝	1冊	明和3	58	清水柳溪	元文六年五月吉日に清水柳溪が書写した旨の奥書あり。		
73 199-12	安流伝授隨筆	3冊	明和4・7	59	多喜磨	筆者多喜磨十二歳/明和四〔丁/亥〕七月善通寺誕生院僧正光 國校正朱/點墨于時御年五十九		
74 4-49	血脈安	1冊	明和4・9・8	59	光国		安祥寺流	
75 100-30	ムー山秘密記	1冊	明和4・9	59	光国			

76	藏1-32	觀智院大悲殿落慶供養略曼荼羅供誦經表 白	1冊	明和5・3・5	60	光国	明和五〔戊/子〕年三月五日〔癸巳/木曜〕応觀智院觀性之請 就行曼供〔堂上職衆十口交じ名別記〕慶讚新建礼堂因草此表 白文兼行/誦經導師僧正光国		
77	199-11	整理番号 祥流伝授隨筆	作品名	冊数 3冊	書写年代 明和5・5	年齢 60	書写 光恕	校訂 光国	奥書等 光国所譜原本往年羅災但馬已然/借之阿州正興老師使書写之今 亦借彼本再使續写之三帖全成/明和五〔戊/子〕五月〔筆者光 恕/校閱光国〕 明和五〔戊子〕年九月二十五日〔輪宿/金曜〕伝燈大阿闍梨僧 正光国〔奥書〕。
78	158-40	寛政二〔庚戌〕年霜月灌頂受者印信之記		1冊	明和5・9・25	60	光国		備考 代々の印信 集成。「誕生院 に家」「權僧 正寛充(花 押)〔五十/ 六歳〕」 安祥寺流。 淨嚴著。
79	107-73	畢日明		1冊	明和6	61	光進		御本云、天和三年書之淨嚴→元禄十五年写淡州寂如→宝永七 年写讚陽沙明戒幢→延享一年写法孫通闐→明和六年写僧正光 日法眼光恕揮写之。僧正光国識。
80	88-26	大隨求懺悔法/賢劫 十六尊十六善神形体 /常瞿利毒女陀羅尼 經/彌盧梨成就法/鬼 沙門儀勸/含光記 愛染王口決〔仁海口 /成尊記〕		1冊	明和6・11・29	61	光恕	光国	安祥寺流
81	4-53	當流嫡嫡三重相承秘 口訣		1冊	明和7・9	62	光恕	光国	明和七年七月法眼光恕書写之。九月朔日校閱畢/僧正光国 右筆法眼光恕/校閱光国
82	56-58	醍醐三寶大事		1冊	明和7・9	62	光恕	光国	三宝院流
83	56-59	胎藏界念誦次第口訣		1冊	明和7・10・6	62	真修	光恕	明和七年九月書寫校合訖右筆法眼光恕/校閱僧正光国 右斯訣終。于此時享保三戊戌年五月朔日/於東都宝林山靈雲 寺、以口開山淨嚴大和上/御真毫書写朱点一校了。乞土宝嚴 〔五十四〕。/明和七年十月六日校了。右筆真修/校合光恕 安祥寺流
84	4-36	高雄口訣							
85	88-20	高雄口訣		1冊	明和7・10・7	62	光恕	光国	明和七年九月法眼光恕揮写訖同月十七日校合故識/僧正光国 明和七年十月法眼光恕揮写之。同年十月七日校閱畢僧正光国
86	109-4	傳法權頂誦經導師作 法		1冊	明和7・10・17	62	光恕	光国	明和八年七月以蓮花庵本使書写了。但於譜曲未全善更以他日 復被本改書之則可光國識 安祥寺流。
87	107-60	供土公法(『地鎮 法』の内)		1冊	明和8・9・24	63	光國 (唐)	光國	明和八年五月七日書寫一校了淨嚴〔三十五〕/貞享元五月十 六日再校了/明和八年九月二十四日使書寫之校合畢/右筆仁瑞 房/僧正光國識〔地鎮法〕九帖の内。
88	178-54-7	遷宮修法		2紙	明和8・12・13	63	光恕	光国	新安祥寺流
89	165-9	遷宮修法							

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書き等	備考
90 186-22	理趣経法	1帖	明和8	63	光恕		「理趣経法〔秘■〔阿〕〕〔表白道場観/十七段印明等〕光國私記」(外題)。「光進」(表紙右下)。「筆者法眼光恕生年十六歳」(裏表紙見返)。	
91 186-23	安流許可印明訣	1冊	安永2・冬	65	光進	光国	時天和三〔癸/亥〕年閏五月二十九日記之/願以斯微功洽及于法界/並薦祖考妣齊使纏縛解/安祥寺流末資淨嚴〔四十/五歳〕/云持之本往年罹災今茲請借阿州正興/故和尚之本再書写之/宝暦三癸酉年八月十八日第四更光国〔行年/四十五〕/安永二癸巳冬茲訣訥付授光進/僧正(花押光国)	
92 102-22	五輪投地次第	1冊	安永3・3・29	66	光恕	光国	正光国 『十八道小次第』『金剛界略次第』『胎藏界略次第』(明和元年十一月光国の命により書写)『護摩私次第』奥「此一帖使小隨光雅贈写之但未加国字朱点傍注等今以病暇筆削書誤注点図様並依證本書之尤当秘藏/焉安永三甲午年十一月九日僧正光国〔行年/六十六〕」	
93 199-13	四度略次第〔安〕	5帖	安永3・11・9	66	光雅など	光国		
94 102-30	千手觀音業法次第	1冊	安永3	66	光国		享保甲寅四月写之。/安流末資実詮誌/安永五丙申年四月二十人目僧正光国	
95 90-30	安撰集	1冊	安永5・4・28	68	光国		安永六年十月二十四日に光国より寛充に授けた印信。「安永六年〔丁/酉〕十月二十四日〔角宿/日曜〕授于寛充 伝燈阿闍梨僧正(光国花押)」(奥書)「許可安 安永六年十二月十四日賜于寛充(包紙)」	安祥寺流
96 107-262	印信	1枚	安永6・10・24	69	寛充		安永六年十一月十八日に光国より寛充に授けた印信。「伝法 安祥寺流〔安〕安永六年十一月十八日」(包紙)	安祥寺流
97 1	印信	1枚	安永6・11・18	69	寛充		安永六年十一月十八日に光国より寛充に授けた印信。「伝法 安祥寺流〔安〕安永六年十一月十八日」(包紙)	安祥寺流
98 2	最極秘密法界体伝法 灌頂阿闍梨職位	1枚	安永6・11・18	69	寛充		安永六年十一月十八日に光国より寛充に授けた印信。「伝法 安祥寺流〔安〕安永六年十一月十八日」(包紙)	安祥寺流
99 108-1	五教章纂次一~十六	10冊		不明	光国			